

25 - 08 高齢者福祉事業

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 高齢者福祉施設
- (2) 老人福祉センター

無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後1年程度で調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

- (1) 老人クラブ活動支援

合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編。

- (2) 敬老事業

合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討。

また、釧路市の敬老大会は引き継ぐ。

- (3) 高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成

以下、ア～ウのとおり再編し、いずれかの助成の選択性を調整する。

ア 支給対象年齢 70歳以上

イ 所得制限 本人非課税

ウ 助成額 6,000円

なお、高齢者バス利用助成はバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とし、老人入浴費助成は阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合、現行入浴助成(上限9,600円)を継続するが、その期間を合併時まで検討する。

- (4) 緊急通報体制等整備事業

- (5) 敬老祝金

現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金(88歳、99歳、100歳、101歳以上に年5万円支給)に再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 高齢者福祉施設整備補助
- (2) 生活管理指導員派遣

派遣は週1回1時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容	調整を必要とする事項
-------	--------	------------

	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	(定めがある場合、所要期間を明示)
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 高齢者福祉施設	17 - 04 - 02 - 01	
	(2) 老人憩の家	17 - 04 - 03 - 04	無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後1年程度で調整
	(3) 老人福祉センター	17 - 04 - 03 - 07	(同上)
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 老人保健福祉計画	02 - 03 - 04 - 01	次期介護保険事業計画に併せ合併後1年程度で策定し、高齢者保健福祉計画に統合
	(2) 特別養護老人ホーム入所等措置	17 - 04 - 03 - 01 17 - 04 - 09 - 02	
	(3) 高齢者保健福祉計画	17 - 04 - 04 - 01	次期介護保険事業計画に併せ合併後1年程度で策定
	(4) 老人クラブ活動支援	17 - 04 - 05 - 01 【先行調整項目】	合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編
	(5) 老人大学	17 - 04 - 05 - 02	合併後2年程度で事業統合を検討
	(6) 高齢者福祉バス	17 - 04 - 05 - 04	合併後1年程度で運行内容や民間事業者活用等を調整
	(7) 敬老事業	17 - 04 - 05 - 05	合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討 釧路市の敬老大会は引き継ぐ
	(8) 高齢者バス利用助成	17 - 04 - 05 - 06	以下、ア～ウのとおり再編する ア 支給対象年齢 70歳以上 イ 所得制限 本人非課税 ウ 助成額 6,000円 (バス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とする) 老人入浴費助成との選択性を調整
	(9) 高齢者住宅整備資金貸付金	17 - 04 - 05 - 08	利用しやすい制度に再編
	(10) 老人入浴費助成	17 - 04 - 05 - 09	以下、ア～ウのとおり再編する ア 支給対象年齢 70歳以上 イ 所得制限 本人非課税 ウ 助成額 6,000円 阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合は、現行入浴助成(上限9,600円)を継続するが、その期間を合併時まで検討 高齢者バス利用助成との選択性を調整
	(11) 日常生活用具給付・貸与	17 - 04 - 05 - 10	老人電話は貸与を継続
	(12) 緊急通報体制等整備事業	17 - 04 - 05 - 11 【先行調整項目】	第一通報先の消防への統一、年限を経過した機器の更新を検討
	(13) 単身高齢者声かけ運動	17 - 04 - 05 - 12	合併後1年程度で対象者、実施方法を調整
	(14) 軽度生活援助	17 - 04 - 05 - 14	生活援助員の派遣は釧路市の制度に統合し、除雪サービスは合併後1年程度で委託先及び委託料を調整
	(15) 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業(「その他高齢者福祉」)	17 - 04 - 05 - 24	
	(16) 敬老祝金	17 - 04 - 06 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金(88歳、99歳、100歳、101歳以上に年5万円支給)に再編

3 釧路市の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 養護老人ホーム入所等措置	17 - 04 - 03 - 02	
	(2) 高齢者福祉施設整備補助	17 - 04 - 05 - 03	
	(3) 高齢者世話付住宅生活援助 員派遣	17 - 04 - 05 - 13	
	(4) 生きがい活動支援通所	17 - 04 - 05 - 18	
	(5) 生活管理指導員派遣	17 - 04 - 05 - 19	派遣は週1回1時間以内とし、利用者 負担額は介護報酬に基づくものとする
	(6) 生活管理指導短期宿泊	17 - 04 - 05 - 20	利用者負担額は釧路市の金額に合わ せることを基本に受入施設と協議し、調整